



京都市で屋外広告物を表示する場合は、一部を除いて市長の許可が必要です。

許可制度の概要のほか、市内で屋外広告業を営む場合の登録制度や、優良な広告物を支援する制度などを説明します。

- 1 許可制度
- 2 業登録制度
- 3 支援制度

1 許可制度

京都市では、市内全域を屋外広告物禁止地域、屋外広告物規制区域又は屋外広告物等特別規制地区に指定しており、屋外広告物を表示する場合は、許可不要な場合を除き、市長の許可を義務づけています。

許可申請がいのもの

屋外広告物規制区域内及び屋外広告物等特別規制地区内において、屋外広告物を表示する場合は、事前に許可申請を行い、市長の許可を受ける必要があります。

区画※内に表示する屋外広告物の総面積が、2㎡以内の場合等、許可が不要となる場合がありますが、許可の要否にかかわらず、原則、屋外広告物を表示する場合は、条例に定めている規制基準（高さ、面積、色彩等）に適合する必要があります。

許可申請の詳細については、「屋外広告物許可申請の手引」をご参照ください。



京都市 屋外広告物許可申請の手引 🔍

参考

許可申請の流れ



- ◆ 設置前に、許可を受ける必要があります。
- ◆ 変更申請：意匠等を変更する場合にも、設置前に申請が必要です。
- ◆ 継続申請：許可有効期間後も継続表示する場合は、申請が必要です。

行政処分

許可を受けずに設置した場合、罰則が科される場合があります

維持管理

常に良好な状態に保つ必要があります

関連手続

工作物確認や道路占用許可の取得等、必要な関連手続があります

※ 建築物又は工作物のある敷地のこと。

2 業登録制度

京都市内で屋外広告業を営むためには、市内に営業所があるか否かを問わず、京都市へ事前に登録しなければなりません。

屋外広告業の登録

屋外広告物法では、「「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」と定義されています*。具体的には、屋外広告物の施工業者の方が対象となります。なお、市外で製作した広告物を市内で表示する場合も含まれます。

ただし、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を請け負わない広告代理業等や、単に広告物の印刷、製作等を行うだけの業務は、屋外広告業には該当しません。

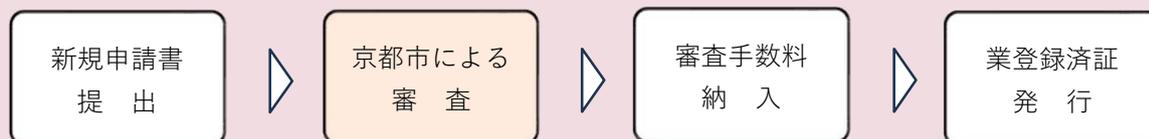
登録申請の詳細については、「屋外広告業登録の手引」をご参照ください。

京都市 屋外広告業登録の手引



参考

業登録の流れ



- ◆ 変更申請：登録内容に変更があった場合には、変更書類の提出が必要です。
- ◆ 継続申請：登録有効期間後も継続して屋外広告業を営む場合は、登録が必要です。

※登録をせずに屋外広告業を営んだ場合や、不正な手段により登録をした場合には、登録の取消しや営業停止処分を行うことがあり、処分を行った場合、その内容を公表し、国土交通大臣や他府県等へ通知します。

3 支援制度

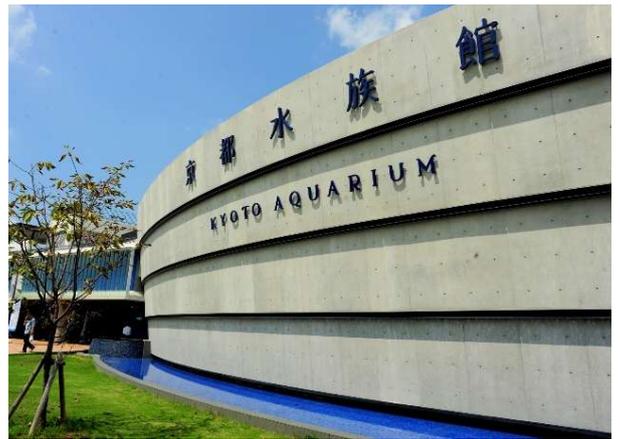
京都市では、京都にふさわしい広告物の普及促進を目的とした支援制度※を設けています。今後も優良な広告物を支援していく予定です。

優良意匠屋外広告物

特に優良な意匠を有し、かつ位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物を、その所有者の申請に基づき、京都市美観風致審議会の意見を聴いたうえで、市長が優良意匠屋外広告物として指定します（条例第32条第2項）。



ポール・スミス三条店（平成27年度）



京都水族館（平成30年度）

歴史的意匠屋外広告物

歴史的な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物を、その所有者の申請に基づき、市長が歴史的意匠屋外広告物に指定します（条例第32条第1項）。



株式会社 土井志ば漬本舗 熟成館（平成25年度）



御菓子司 塩芳軒（平成30年度）

※ 優良意匠屋外広告物及び歴史的意匠屋外広告物に指定されると、許可基準のうち、面積や許可期間等の規定が除外されます。

特例許可制度

屋外広告物を表示する場合、条例で定める基準に適合させることが原則ですが、基準に適合しない場合であっても、

- ①意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与するもの
- ②その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもの

のどちらかを満たしており、かつ、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件については、審議会の意見を聴いたうえで、特例的に許可をすることができます（条例第11条第3項）。

特例許可は、きわめて例外的な制度であり、その適用は、以下の原則及び基準によります。

適用にあたっての原則

- ・特例許可を受けようとする屋外広告物（以下「対象屋外広告物」という。）だけでなく、対象屋外広告物以外の屋外広告物等も含めた区画全体の景観向上についての計画を作成していただき、総合的に評価します。
- ・上記の計画によって景観がどのように向上するかについては、申請者がシミュレーション等で明らかにしてください。また、公益性等によりやむを得ない場合も、条例の基準に適合しない合理的な理由の説明が必要です。
- ・他の制度（優良意匠屋外広告物、歴史的意匠屋外広告物等）によって、条例に適合する場合は、特例許可は適用されません。

基準概要

「①意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与するもの」の基準

- 対象屋外広告物だけでなく、区画全体の広告物等について、区画全体の景観を大きく向上し、周囲の景観を向上させる総合的な計画を作成すること
- 対象屋外広告物の形態、意匠、材料等が優れており、建物と調和していること
- 対象屋外広告物に、独自の工夫や景観への配慮がなされていること
- 対象屋外広告物が、周囲の景観との調和を乱さないものであること

「②その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもの」の基準

- 鉄道その他公共、公益上必要な施設にあって、その機能の確保を図るうえで必要なもの又はその表示が歴史や文化を体現しているものであること
- 区画全体について、景観を改善し、総合的に景観上支障のないものとするための計画を作成すること

特例許可制度の適用を受けるには、京都市と事前に協議をしていただいたうえで、京都市美観風致審議会の意見を聴く必要があります。

